

履修の手引き

2023 年度版

芸術文化観光専門職大学

目 次

はじめに	1
ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	2
カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	4
第1章 履修の手引き	
1 基本情報	6
2 授業科目と卒業要件	8
3 履修について	10
4 休講について	12
5 成績評価について	14
6 定期試験について	16
7 授業の欠席について	17
8 その他	17
第2章 履修の指針	
1 基本的な考え方	18
2 教育課程の編成の考え方（必修科目・選択必修科目を中心に）	19
3 学位	20
4 専攻	20
5 履修指導体制（クラス担任制・アカデミックアドバイザーリスト制）	22
6 2年次の主たる専攻の配置について	23
7 卒業までの履修方法及び卒業要件	23
第3章 履修関係規程	
1 学則	45
2 履修手続及び試験・成績に関する規程	54
3 定期試験を受験できない者に対する処置規程	56
4 授業の欠席に関する規程	58
5 試験の不正行為に対する処置規程	60
6 他大学等における授業科目の履修規程	62
7 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱	63
8 G P A制度要綱	68

はじめに

この「履修の手引き」は、皆さんのが入学から卒業までの間にどのような履修計画を立てるかを決定するために必要な情報を掲載しています。

大学では、高校時代とは違い、一定のルールに則って履修する科目を自ら選択することができます。卒業に必要となる単位数や履修しなければならない科目、履修すべき年次等について、その内容を十分理解して、卒業後の進路を考えながら履修計画を立てるようにして下さい。

「履修の手引き」は、皆さんのが在学する4年間を見通して編集されていますので、卒業時まで大切に扱って下さい。

最初に本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を掲載しています。

本学では「芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成」を設置の目的としていることから、皆さんには芸術文化及び観光分野の両分野について、一方を主となる専攻、もう一方を副となる専攻として学んでいただきます。そして、その専攻に応じて所定の履修方法で卒業要件を満たし、本学を卒業すれば、芸術文化学士（専門職）または観光学士（専門職）の学位が授与されます。

皆さんのがそれぞれの学位を取得するにあたり、どのような知識や技能の修得が求められているのか、また、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような方針のもとに体系的なカリキュラムが編成されているのかをよく理解したうえで、履修計画を立て、日々の学業に励んで下さい。

ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)	大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定める基本的な方針

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

次に掲げる能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

ア 各専攻に共通するディプロマ・ポリシー

対話的コミュニケーションを厭わず、他者と協調・協働して行動することができること。また、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解したうえで、地域と協働し、ユニバーサルな視点で社会的な課題に取り組み、地域に新たな活力を創出しようとする意欲を持っていること。これらは、いずれの分野を主たる専攻とする学生においても共通に求められる能力である。

具体的な共通するディプロマ・ポリシーとしては、

(ア) 基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力

- a 学士（専門職）として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。
- b 多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けています。

(イ) 価値創造の能力

- a 芸術文化及び観光が、地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。
- b マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。
- c 芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考えることができます。

(ウ) 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力

- a 多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。
- b 率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。

イ 主となる専攻が芸術文化分野の学生のディプロマ・ポリシー

演劇を中心とした舞台芸術の学修によって培われる物語をつくる創話性、合意を形成する協働性を基盤に、さまざまな芸術文化と地域社会をコーディネートし、地域社会の課題を解決できる能力を身に付ける。また、その際に観光分野に蓄積されている知見を活用することで、芸術文化の新たな展開とそれに基づく地域の課題解決をより一層強く進めることができる者に学位を授与する。

(ア) 芸術文化マネジメント能力

- a 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識を身に付け、芸術文化の力を広く社会に開き、地域の活性化に生かそうとする態度を有している。
- b 地域固有の文化資源を芸術的観点から再発見し、芸術によって生み出される価値を付与することで、その芸術文化資源の発見・活用・発信の実務に適用していくことができる。
- c 独創的かつ先端的な芸術文化の創造に取り組む姿勢を有している。
- d 地域社会の課題を芸術文化の視点から見つけ、解決しようとするリーダーとしての姿勢を有している。

(イ) 芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力

- a 芸術文化活動を社会に広く発信するための基礎的なマーケティング能力を身に付けている。
- b 観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を理解し、芸術文化による地域の活性化の実務に適用できる。
- c 地域の観光関連事業者の考え方や立場を理解し、連携することができる。

ウ 主となる専攻が観光分野の学生のディプロマ・ポリシー

豊かな地域の資源と世界の多様な価値観への理解を礎に、観光による地域の活性化に主体的に取り組む協働能力、観光業界で活躍するための多角的な思考能力を身に付ける。また、芸術文化分野での知見を生かし観光分野での新たな価値をつくり出す創造性の開発を進めることができる者に学位を授与する。

(ア) 観光マネジメント能力

- a 観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。
- b 観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていこうとする態度を有する。
- c マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身に付け、観光事業の実務に適用していくことができる。
- d 観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる

(イ) 観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力

- a 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。
- b 日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。
- c 芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげようとする姿勢を有している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

ア 基礎科目

- ① 生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るための基礎となるリテラシーを身に付けさせる科目で構成する。そこで、語学力を強化する科目、情報処理能力を養成する科目を配置する。
- ② 特に重要なリテラシーとして対話的コミュニケーション能力を身に付けさせる科目として、コミュニケーション演習を配置する。
- ③ 新たな価値創造につながる着想や思考を喚起する創造性を喚起させるための科目で構成する。そこで、知的創造性科目を配置する。

イ 職業専門科目

（芸術文化分野を主となる専攻とする場合）

- ① 芸術文化マネジメント能力を養成する科目
 - ・ 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目
 - ・ 芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目
- ② 観光マネジメント能力を養成する科目
 - ・ 観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目

（観光分野を主となる専攻とする場合）

- ① 観光マネジメント能力を養成する科目
 - ・ 観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目
 - ・ 観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論や、課題解決の能力を修得させる科目
- ② 芸術文化マネジメント能力を養成する科目
 - ・ 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目

(各専攻に共通)

- ① 價値創造の能力を養成する科目
 - ・ 地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目
 - ・ 基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる科目
 - ・ 芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する科目

ウ 展開科目

- ① 専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目で構成する。そこで、次に掲げる科目を配置する。
 - ・ 年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目
 - ・ 環境保全にも配意した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目

エ 総合科目

- ① 基礎科目、職業専門科目、展開科目の学修内容を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成する科目を配置する。

演習を通じて芸術文化と観光に関する諸課題を設定し、その解決策を立案し、発表、成果をとりまとめさせ、専門職業人として実践的かつ応用的な能力を総合的に養成する。

第1章 履修の手引き

1 基本情報

(1) 学期（クォーター制、4学期制）

本学では、学年を次の4学期に分けています。

学期	開始日
第1クォーター	4月1日から
第2クォーター	7月下旬から（各年の4月に発表）
第3クォーター	10月1日から
第4クォーター	1月下旬から（各年の4月に発表）

(2) 授業時間

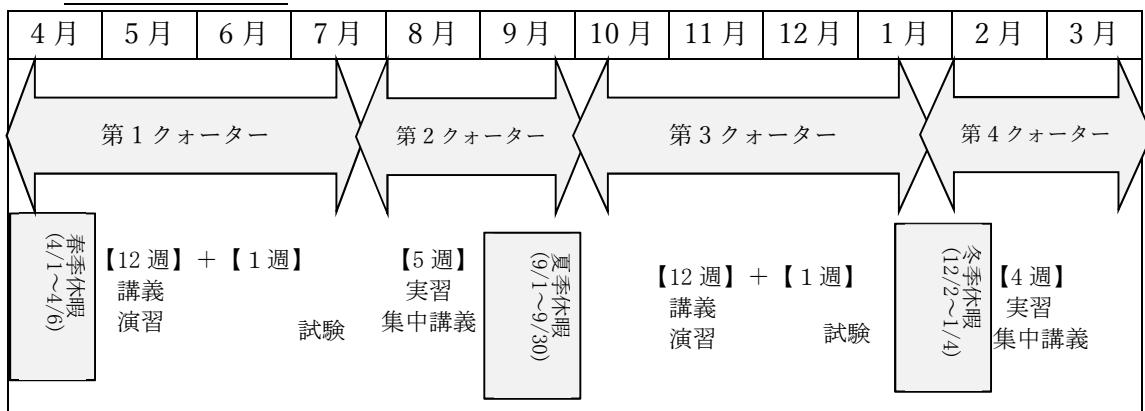
時限	1限	2限	昼休み	3限	4限	5限
時間	9:00～ 11:00	11:15～ 13:15	13:15～ 14:15	14:15～ 16:15	16:30～ 18:30	18:45～ 20:45

※本学では原則120分（1モジュール60分×2回）で授業が行われます。

なお、教育効果を高める観点から、授業によって休憩（10分）の配置が異なります。

(3) 年間スケジュール、学年暦

ア 年間スケジュール



イ 学年暦

第1クォーター・第2クォーター	第3クォーター・第4クォーター
4月1日～4月6日 春季休業	10月1日～ 授業開始(第3クォーター)
4月上旬 入学宣誓式	10月上旬 第3クォーター履修登録期間
4月7日～ 授業開始(第1クォーター)	10月中旬 第4クォーター履修登録期間
4月上旬 第1クォーター履修登録期間	12月25日～1月4日 冬季休業
6月上旬 第2クォーター履修登録期間	1月下旬～ 授業開始(第4クォーター)
7月下旬～ 授業開始(第2クォーター)	2月下旬 2年次の主たる専攻配置希望

9月1日～9月30日 夏季休業	申請期間（1年次のみ） 3月下旬 学位記授与式
-----------------	----------------------------

※履修登録に関するスケジュールなど詳細な学年暦は大学 HP を隨時確認してください。

(4) 時間割とシラバス

時間割表は毎年4月（第1と第2クオーターの時間割表）と10月（第3と第4クオーターの時間割表）に在学生用のWebページ上で確認できます。授業科目名、担当者名、教室等が記載されています。学外での実習科目（臨地実務実習等）については、実習期間や実習先が記載されています。

シラバスとは、各授業科目の詳細な授業計画であり、担当教員名、講義内容、到達目標、授業計画、事前・事後学習、テキスト、参考文献、成績評価の基準、履修上の注意・履修要件等が記載されています。シラバスはMathfiaで閲覧することができます。

【シラバスの例示】



The screenshot shows a student data page with the following details:

- User ID: No.99999999
テスト用学生データさん
- Menu: メニュー ログアウト
- Section: 履修支援サービス
- Sub-section: シラバス閲覧
- Title: 2021年度 音楽文化論
- Teacher: 藤野 一夫
(全学科共通) 3学年
- Period: 2単位 第3クオーター 講義 定期講義
- Content: 講義内容 (Large text block about the relationship between music and society), 到達目標 (Learning objectives), 授業計画 (List of topics).

事前・事後学習	・毎回、授業の開始時に前回の授業内容についての振り返りを行うので、事前に復習しておくこと。 ・毎回の授業後、授業中に紹介した参考文献・資料等について自主的に学習すること。
テキスト	授業中に適宜配布する。
参考文献	授業中に適宜紹介する。
成績評価の基準	最終回終了後提出する小レポート(50%)、最終レポート(50%)
履修上の注意履修要件	文化政策概論、文化施設運営論、舞台芸術論の履修が望ましい。
実践的教育	該当しない。
オフィスアワー	
クラスコード	
備考欄	

2 授業科目と卒業要件

本学において開講する授業科目と卒業に必要な単位数については、学則によって定めています。卒業するためには4年以上在学し、大学が開講し指定する科目の中から一定の単位を修得しなければなりません。そのため、自分で履修する科目を決め授業計画を立てる必要があります。本学では、合計134単位以上の修得が卒業要件となります。詳細は「第2章 履修の指針（18ページ）」を参照して下さい。

（1）単位

授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

授業区分	基 準
講 義	15時間の授業をもって1単位とする
外国語	30時間の授業をもって1単位とする
演 習	30時間の授業をもって1単位とする
実 習	30時間から45時間の授業をもって1単位とする

※ 演習：教員の指導のもと学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした、

少人数形式の授業

実習：講義などで学んだ技術や方法などを実地（現場）または実物にあたって
学ぶ授業

（2）集中講義科目

講義科目は、第1クオーターと第3クオーターに週1回（12週）ずつ、開講するのを原則としていますが、授業の特性等により、第2クオーターや第4クオーター、休業期間中に集中的（1科目3日から5日間程度）に開講されるものがあります。

（3）必修科目・選択必修科目・選択科目

必修科目とは、卒業するためには必ず単位を修得しなければならない科目です。選択必修科目とは、決められたいくつかの科目の中から選択して所定の単位数を修得しなければならない科目です。選択科目とは、自分で選択して履修することができる科目です。

（4）配当年次

各授業科目には配当年次が与えられており、その学年から履修できることを示しています。例えば、2年次配当科目を1年次生が履修することはできず、2年次生以降が履修できます。また、必修科目が不合格となった場合、翌年次以降に再履修となります。

(5) 先修条件

授業科目の中には、受講の際に特定の科目を履修していることを条件とする科目があります。

下記の科目は履修についての条件を定めていますので注意して下さい。

①講義・演習科目

対象科目名	条件（履修すべき科目）
ICT 演習	情報処理演習
データサイエンス演習	情報処理演習
社会調査演習	社会調査学

②実習科目

対象科目名	条件（履修すべき科目）
芸術文化・観光プロジェクト実習 2	芸術文化・観光プロジェクト実習 1
芸術文化・観光プロジェクト実習 3	芸術文化・観光プロジェクト実習 2 又は海外実習
芸術文化・観光プロジェクト実習 4	芸術文化・観光プロジェクト実習 3

3 履修について

(1) 履修登録（Web 登録）

履修登録は、授業を受け各科目の試験を受ける資格を得るための基礎となるもので、各クオーターのはじめに履修する科目を決定します。そのため、所定の期間内に Mathfia から登録しなければなりません。新入生及び在校生を対象に履修ガイダンスを第1クオーターのはじめに行いますので、全員が必ず出席して下さい。

(2) 履修登録期間

ア 履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。したがって、試験を受けることができないとともに単位を修得することもできません。

イ 所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに試験を受けることができません。

ウ 登録期間を過ぎると、履修登録を行った授業科目の変更はできません。ただし、第1クオーターは5月中旬、第3クオーターは11月上旬の1週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（必修科目を除く）の履修を取り消すことができます。第1、3クオーターにまたがって開講される科目（必修科目を除く）については、第1クオーターの履修取消期間のみ履修を取り消すことができます。

第2クオーターは6月中旬、第4クオーターは11月下旬を履修修正および取消期間とし、履修が難しいと思われる科目（必修科目を除く）の履修を取り消すことができます。ただし、第2クオーター、第4クオーターに関しては、履修修正期間および取消期間終了後も、以下の理由により履修が難しい科目が生じた場合は、その科目の履修取消が認められる場合があります：

- a. 「病気」、「災害及び不慮の事故」、「父母、配偶者又は子の死亡」、「兄弟姉妹又は祖父母の死亡」などのやむを得ない事由による欠席、
- b. 大学の指示による出席停止（学校感染症罹患など）
- c. 災害、感染症、担当教員に係る突発事項などの、やむを得ない事由による科目実施の中止、あるいは科目内容の大幅な変更

（履修を取り消すと GPA（成績評価）の対象にはなりません。GPA については「5 成績評価について オ GPA 制度（14 ページ）」を参照して下さい）

エ 同一时限に開講されている授業科目は、重複して登録できません。

オ 既に単位を修得した授業科目は、再び登録することはできません。

(3) 履修単位の上限（CAP 制）

各学年において履修科目の登録を行うことができる単位数は通年で48単位以内です。なお、2年次以降それぞれの年次において前年度の通算GPAが3.0以上である場合、通年で56単位まで履修することができます。

なお、48 単位を超える分の登録については、別途、教育企画課での手続きが必要です。

CAP 制とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身に付けることを目的として、各年次にわたくて適切に授業科目を履修してもらうために、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を設ける制度です。

(4) 履修登録上的一般的注意事項

- ア クラス指定のある授業科目及びあらかじめ申し込みをして指導教員の決定している科目については、その決定した指導教員のクラスを履修して下さい。
- イ 専門職大学は、履修人員が原則 40 人以内となっています。また、科目によっては授業内容の関係で履修人員をさらに少なく定めています。受講希望者が多く、履修人員を超える場合には、登録手続きの際に履修が制限される場合があります。履修を制限する場合は、メール等により周知しますので、詳細を確認してください。
- ウ 再履修について
 - (ア) 不合格になった授業科目について、単位を修得しようとする場合は、改めて履修、受験しなければなりません。

4 休講について

休講については、教育企画課あるいは担当の教員から通知します。なお、休講の通知もなく、授業開始後 20 分経過しても何ら連絡がない場合は、教育企画課に問い合わせてください。

なお、原則休講となった授業は、別日に振替授業日が設定され授業が行われます。振替授業日は担当教員から通知されます。（振替授業日が土日・祝日に設定される場合があります。）

交通途絶・気象警報発令等の場合は下記のとおりとしますので、各自で情報を収集し、対応するように留意して下さい。

交通途絶、気象警報発令以外の事情であっても、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあると大学が判断した場合は、休講の措置を講じることがありますので注意して下さい。その場合には複数の方法で周知するので、メールやチャット、Classroom、大学ホームページ等を確認してください。

学外実習は、実習先の所在地がそれぞれ違うため、休講に係る対応が異なりますので、別に配付する「臨地実務実習マニュアル」等を参考にして下さい。

実習先での対応については、実習の事前準備（事前学習）の際に必ず確認し、実習期間中は、実習担当教員や実習指導者からの指示に従って下さい。

（1）交通途絶の場合の休講

交通途絶の場合の休講（定期試験を含む）については、次のとおりとします。

ア 基準時間

	交通途絶の状況	授業の取り扱い
ア	午前 7 時までに解決	1 時限目から授業(通常どおり)
イ	午前 7 時現在継続し、午前 12 時までに解決	2 時限目まで休講となり、3 時限目から授業
ウ	午前 12 時を過ぎても解決しない	3 時限目以降休講
エ	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則として、その时限の授業は平常どおり実施し、次の时限以降の授業は上記イ～ウのとおり。

イ 休講に係る交通途絶の要件

JR 線(和田山～城崎温泉間)が不通の場合

(2) 気象に関する警報発令の場合の休講

気象に関する警報発令の場合の休講（定期試験を含む）については、次のとおりとします。

ア 種類

神戸地方気象台が発令する気象警報及び特別警報とし、その種類は「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」の7種類とします。大雨警報は対象ではないので注意して下さい。

イ 基準

	上記警報発令の状況	授業の取り扱い
ア	午前7時までに解除	1時限目から授業(通常どおり)
イ	午前7時現在継続し、午前12時までに解除	2時限目まで休講となり、3時限目から授業
ウ	午前12時を過ぎても解除されない	3時限目以降休講
エ	上記警報が授業開始後に発令された場合	原則として、その时限の授業は平常どおり実施し、次の时限以降の授業は上記イ～ウのとおり。ただし、当該授業の継続が困難な場合は、大学の判断で授業を即座に中止することができる。

ウ 休講に係る警報発令対象地域

豊岡市

(3) 地震、新型コロナウイルス等で国、兵庫県で緊急事態宣言が発せられた場合

緊急事態宣言が発せられた場合はメールで通知しますが、各自で情報を収集し対応するようにして下さい。

※休講に係る注意事項

① 気象警報発令による休講の取扱いについては、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と大学が判断した場合は、休講の措置を講じことがあります。

なお、大学が休講の措置を講じない場合であっても、学生が自宅周辺や通学経路の状況により「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断したときは、無理をして通学しないようにして下さい。その場合は、後日、欠席した授業の教員に事情を説明し、妥当な判断であると認められた時は、教育上の配慮がなされるか、履修取消を可とする配慮がなされます。

② 上記の事情に関わらず、大学全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあると大学が判断した場合は、休講の措置を講じことがあります。

③ 大学の判断により休講の措置を講じる時は、別途通知し、個別の授業は Google Classroom で通知します。

5 成績評価について

ア 学業成績は、定期試験、レポート等の結果に基づき 100 点法によって評価し、60 点以上を合格として単位を与えます。

イ 評点と評語の関係は、次のとおりです。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60 点未満	不合格

ウ 成績は、翌学期はじめにメソフィア上で各学生に公表します。

※ 各クオーターごとに各学生に公表します。

エ 成績評価に対する不服申出制度

本学では、学生が自らの成績評価に関して不服がある場合、成績公開後（単位取得一覧表配付後）、成績に対する確認及び不服申立てを行うことができます。手続きについては「成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱(63 ページ)」を参照して下さい。

オ GPA 制度

本学では、学修の状況及び結果を明確化することにより、学習意欲を高め、学期ごとの学修及び学修指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的に、GPA 制度を導入します。

GPA とはグレード・ポイント・アベレージの略で、学業成績の評語を数値化し、その平均点を算出したもので、次のとおり取扱います。

(ア) 各授業科目の成績評価に基づき、下表のとおりグレード・ポイント (GP) が与えられます。

評語	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(イ) GPA の対象科目は、5 段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目です。GPA の算出方法は、次の計算式によるものとし、小数点以下第 3 位を切り捨てます。

$$\text{当該学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

※学期 GPA の学期とは、第 1 と第 2 クオーター及び第 3 と第 4 クオーターをそれぞれ 1 つの学期として扱う。

学年 GPA=
$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数})\text{の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

通算 GPA=
$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数})\text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

カ 履修取消制度について

第1クォーターは5月中旬、第3クォーターは11月上旬の1週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を取り消すことを認めていますので、案内に注意して下さい。

履修取消を怠ると、履修放棄とみなし、「D」扱いとなるので注意して下さい。

6 定期試験について

(1) 定期試験時間

試験時間は、60分、90分、120分とします。

なお、試験時間は2コマの時限の中で担当教員により任意で設定されます。

(2) 定期試験における入退室の基準時間

ア 試験開始後、30分を過ぎると入室できません。

イ 試験開始後、40分までは退室できません。

(3) 定期試験に際しての注意事項

ア 学生証は机の通路側に置くこと。

イ 受験に必要なもの以外のものは全て試験開始前に鞄に入れて床に置き、机の中には入れないこと。

ウ 携帯電話（スマートフォンを含む）は電源を切り鞄に入れ床に置くこと。

エ 学生証を忘れた場合は、教育企画課で「仮身分証明書」の発行を求めるこ。

なお、仮身分証明書の発行は、年度を通じて原則1回限りです。

オ その他の留意事項は、試験前に掲示します。

(4) 定期試験の不正行為

ア 試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

(ア) 使用を許されない書籍、ノート、紙片等を見ること。

(イ) 携帯電話その他の電子機器を用いること。

(ウ) 他人の答案をのぞき見ること、又は故意にそれを許すこと。

(エ) 試験の内容に関して私語をすること。

(オ) その他、社会通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

イ 不正行為があった場合は、その者の当該試験の学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とします。また、この場合において、教授会での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特に悪質な不正行為に対しては、懲戒することがあります。不正行為がないように十分留意して下さい。

(5) 定期試験を受験できない者に対する処遇

ア やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、試験欠席承認願を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる理由に該当するものとします。

- (ア) 病気
- (イ) 災害及び不慮の事故
- (ウ) 父母、配偶者又は子の死亡
- (エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (オ) その他前各号に準ずる事由

イ 試験欠席承認願を提出する場合は、原則として、定期試験開始までに教育企画課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願を提出して下さい。その場合は、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

ウ 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

7 授業の欠席について

ア やむを得ない事由のため授業に出席できない者、若しくは出席できなかった者は、教育企画課に連絡し、授業欠席届（別記様式）を提出してください。やむを得ない事由については、次の（ア）から（オ）までに準じる理由に該当するものとします。

- (ア) 病気
- (イ) 災害及び不慮の事故
- (ウ) 父母、配偶者又は子の死亡
- (エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (オ) その他前各号に準ずる事由

イ やむを得ない事由のため授業に出席できない者、若しくは出席できなかった者は、教育企画課に連絡し、授業欠席届を提出してください。授業欠席届が提出されたときは、教育企画課から科目を開講する教員へ連絡します。

ウ 欠席の承認の可否については、各科目担当者の裁量とします。

8 その他

ア 学生の問い合わせや照会には教育企画課窓口で対応します。

第2章 履修の指針

1 基本的な考え方

本学は、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人の育成を目指しています。

本学は、専門職大学であるため一般の大学とは異なり、授業科目は①基礎科目、②職業専門科目、③展開科目、④総合科目の4つに区分されます。

科目区分	内 容
①基礎科目	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目
②職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目
③展開科目	専攻に係る特定の職業分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目
④総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目

また本学では、職業専門科目について芸術文化分野と観光分野の双方の視点を学ぶことから、「芸術文化」「観光」「経営」の軸となる⑤コア科目群を配置し、その中に芸術文化分野と観光・経営分野の双方の教員による⑥相互アプローチ科目を配置しています。

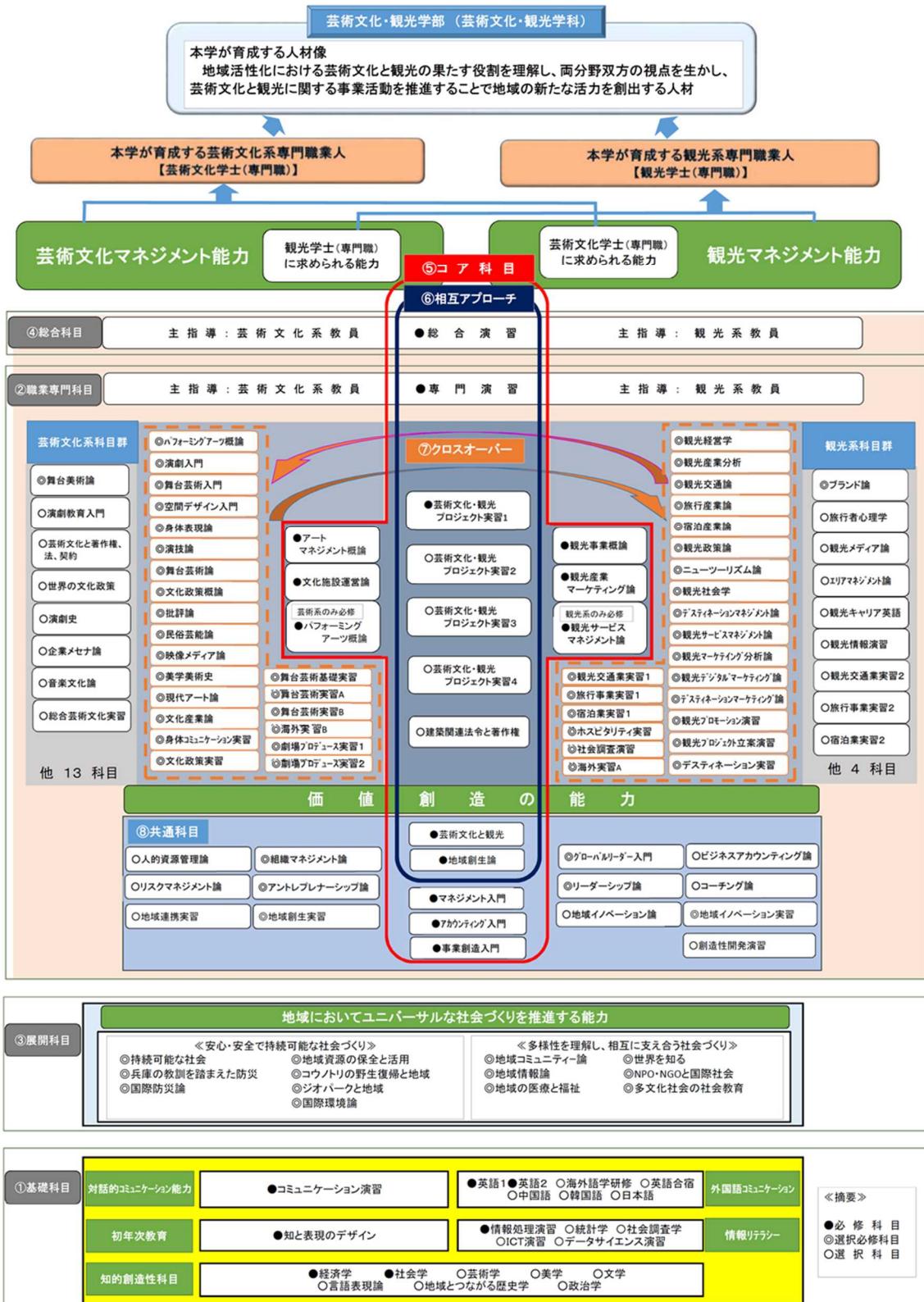
さらに、両分野を相互に学ぶために⑦クロスオーバー科目を配置するとともに、コア科目群以外の「価値創造の能力」を養成する⑧共通科目を配置し、ディプロマ・ポリシーで示した能力を身に付けさせるための教育課程を編成しています。（「2 教育課程の編成の考え方」を参照）

科目区分	内 容
⑤コア科目群	芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を養成するため、共通して必要となる知識・技能を養成する授業科目
⑥相互アプローチ科目	コア科目群の科目のうち、芸術文化及び観光・経営の双方の教員により芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための知識・技能を身に付けさせる授業科目
⑦クロスオーバー科目	芸術文化分野でのキャリア形成を目指す学生にとっても身に付けることが望ましい観光に関する専門知識・技能、或いは観光分野でのキャリア形成を目指す学生にとっても身に付けることが望ましい芸術文化に関する専門知識・技能の修得に向け、分野を超えて学修させる授業科目
⑧共通科目	コア科目群以外の「価値創造の能力」を養成する科目で、地域を取り巻く現状や課題を考察されるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目並びに基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる授業科目

本学の学生は、2年次の進級時に芸術文化分野または観光分野のいずれかの選択を行い、所定の履修方法で卒業要件を満たし、本学を卒業すれば、芸術文化学士（専門職）または観光学士（専門職）の学位が授与されます。（「3 学位」及び「4 専攻」を参照）

それぞれの専攻で履修方法が異なりますので、「5 履修方法及び卒業要件」や「履修モデル」を参考に履修科目を選択し、履修登録をして下さい。

2 教育課程の編成の考え方（必修科目・選択必修科目を中心に）



3 学位

本学では、育成する人材像に基づき、本学を卒業した学生に芸術文化学士（専門職）または観光学士（専門職）の学位を授与します。

皆さんには、いずれかの学位に応じた履修方法で卒業要件を満たし、本学を卒業すれば芸術文化学士（専門職）または観光学士（専門職）の学位が授与されます。

学位名	芸術文化学士（専門職）	観光学士（専門職）
育成する人材像	芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化マネジメント能力を身に付けたうえで、地域社会の側が芸術文化に求めているニーズを発掘し、芸術文化がそのニーズに応えられるように芸術文化と地域社会との良好な関係をコーディネートする能力を高めるとともに、地域の観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人	観光のマネジメントの特性を理解したうえで、マーケティングや経営学のディシプリンから観光事業分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な職業人としての基礎能力を高めるとともに、これら観光に関する能力に併せ持つものとして、地域活性化の力となる芸術文化分野の知見を生かして、新たな観光の展開を具体化できる専門職業人

4 専攻

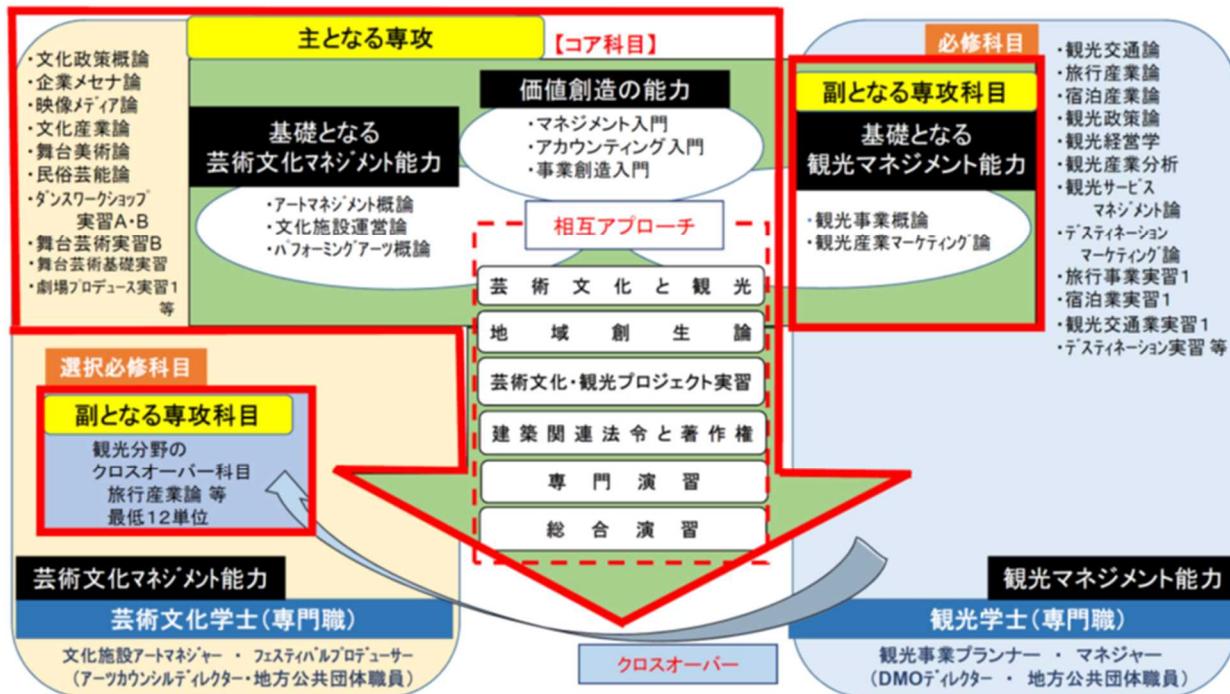
本学では、芸術文化分野と観光分野の双方を学ぶことから、学生は芸術文化分野または観光分野のいずれかを主となる専攻、もう一方を副となる専攻とする選択を、1年次の学びを経て2年次の進級時に行い、「主となる専攻」の分野が卒業時に授与される学位となります。

主たる専攻の選択時にあたり、1年次のクラス担任（知と表現のデザインの担当教員）が皆さんの適性や意欲、成績等を勘案しながら個別に面接指導を行います。

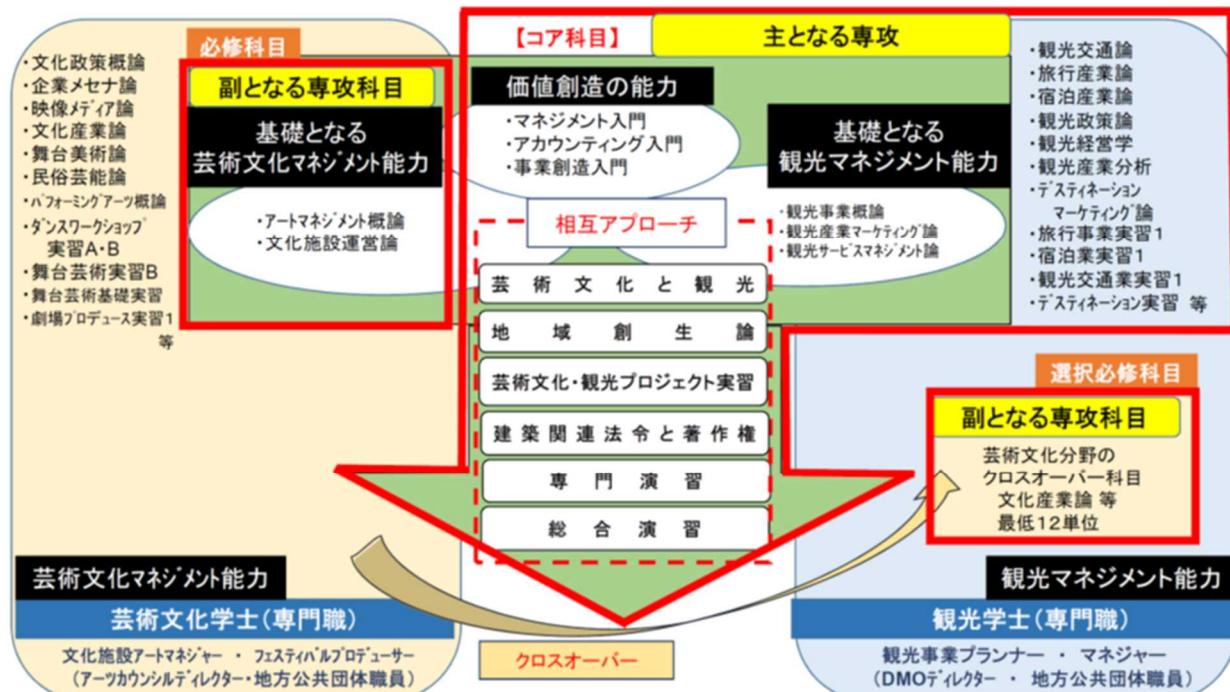
主たる専攻の振り分けは、原則として本人希望によるものとしますが、教育の質の確保等も考慮し、各専攻分野の上限は50人とし、選考（GPAの順位を基礎としつつ、本人の適性や希望する進路等も総合的に勘案）により決定します。

なお、3年次の進級時に主となる専攻を変更することができます。ただし、2年次までに一定の単位取得及び成績（関連する科目のGPAにより判定）を収めていることを前提に、2年次のアカデミックアドバイザーからの推薦を受け、学生の適性や意欲、希望する進路等についても考慮の上、学内委員会で協議し決定するため、必ず希望どおり変更できるものではありません。

〔主となる専攻（芸術文化分野）〕 芸術文化学士（専門職）



〔主となる専攻（観光分野）〕 観光学士（専門職）



注1：コア科目（大きな矢印部分の科目）は必修（但し建築関連法令と著作権は選択）

注2：相互アプローチ（大きな矢印の中央部分）は観光・経営分野と芸術文化分野の双方の教員による科目（但し建築関連法令と著作権は例外）

注3：クロスオーバー（左右矢印の科目）は副となる専攻の科目で選択必修（最低12単位修得）

5 履修指導体制（クラス担任制・アカデミックアドバイザー制）

本学の履修指導については、コミュニケーション能力を重視する本学の特徴を履修指導にも活かし、学生が主体的かつ体系的に履修計画を作成するため、1年次はクラス担任制、2年次以降は、学生と教員が個別面談を行いながら履修計画を作成する学びのシステムであるアカデミックアドバイザー制を導入しています。

1年次は「知と表現のデザイン」の担当教員がクラス担任、2年次は予め大学で指定した担当教員、3年次は「専門演習」の担当教員、4年次は「総合演習」の担当教員がアカデミックアドバイザーとなります。原則、「専門演習」の担当教員が「総合演習」の担当教員となります。

第1クオーター及び第3クオーターの初めに行う履修登録時にクラス担任やアカデミックアドバイザーが個別面談を実施します。クラス担任やアカデミックアドバイザーは、カリキュラムの特徴や履修要件、卒業後の進路等を踏まえた履修指導を行い、皆さんのが主体的で体系的な履修計画が作成できるようサポートします。

さらに、キャリアサポートセンターとも連携しながら皆さんのキャリア形成を支援し、将来の進路を見据えた指導を、年間を通じて行います。

区分	担当する教員	教員構成	主たる専攻の選択	主な指導内容等
1年次	クラス担任制 知と表現のデザインの担当教員	副担任に助教を配置	<p>【主たる専攻の選択】 (2年次進級時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として本人希望により振り分け 各専攻の上限は50人として選考を実施 <p>〔選考方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考会議により決定 GPAの順位を基礎に、本人の適性や希望する進路等についても総合的に勘案 	<p>【履修登録時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1・第3クオーター開始時に個別面談を実施 <p>【専攻選択時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別面談を実施 <p>※その他、適宜、必要に応じ個別面談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活・学業全般の(指導学生への連絡、学生との相談・面談の立ち合いをする場合がある)
2年次	アカデミックアドバイザー 主担当教員と副担当教員1名を配置 (学内の委員会で選考・指名)	研究分野の異なる教員で構成	<p>【主たる専攻の変更】 (3年次進級時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する学生について、適性や意欲、希望する進路等、考慮の上、学内の委員会で協議、決定 <p>〔要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年次までに一定の単位取得及び成績を取得 2年次のアカデミックアドバイザーからの推薦 	<p>履修指導、 専攻選択指導</p> <p>学生生活・学業全般の指導 (指導学生への連絡、学生との相談・面談の立ち合いをする場合がある)</p>

3 年次	ザ 一 制	専門演習の 担当教員	研究分野の異なる教員で構成 ・主担当は主となる専攻分野の教員 ・副担当は副となる専攻分野の教員	履修指導、 就職支援 学生生活・学業全般の指導 (指導学生への連絡、学生との相談・面談の立ち合いをする場合がある)
		総合演習の 担当教員		研究指導、 就職支援 学生生活・学業全般の指導 (指導学生への連絡、学生との相談・面談の立ち合いをする場合がある)

6 2年次の主たる専攻の配置について

本学では、2年次進級時に、各学生の「芸術分野を主となる専攻」、「観光分野を主となる専攻」のいずれかに配置を行います。配置は、原則として本人の希望により行いますが、各専攻の上限は50人を原則とするため、上限を超えた選考に関しては配置学生の変更を行う場合があります。選考は、GPAの順位を基礎に、本人の適性や希望する進路等についても総合的に勘案して、選考会議により決定します。

各学生は、専攻配置希望申請を所定の期間内に行ってください。専攻配置の結果は3月中にお知らせします。詳細なスケジュールは第3クォーター中にお知らせします。

なお、3年次の「主たる専攻の変更」については、2022年度の第3クォーター中にお知らせします。

7 卒業までの履修方法及び卒業要件

本学では、合計134単位以上の修得が卒業要件となります。4つの科目区分により(1)基礎科目から20単位以上、(2)職業専門科目から90単位以上、(3)展開科目から20単位以上、(4)総合科目から4単位を修得しなければなりません。

また、職業専門科目のうち実習に係る科目から40単位以上、そのうち20単位以上は臨地実務実習に係る科目から修得しなければなりません。ただし5単位を超えない範囲で連携実務演習等に代えることができます。(実習に関する科目一覧(36、37ページ参照))

なお、主となる専攻の分野によって、職業専門科目と展開科目の履修方法及び卒業要件が異なります。それぞれの専攻で卒業に必要となる履修方法及び卒業要件を記載していますので、内容をよく理解した上で履修科目を選択し、履修登録をして下さい。

各科目の内容については別冊の「授業科目の概要」に掲載していますので参考にして下さい。

卒業要件単位数の内訳

$$\text{基礎科目} \quad 20 \text{ 単位} + \text{職業専門科目} \quad 90 \text{ 単位} + \text{展開科目} \quad 20 \text{ 単位} + \text{総合科目} \quad 4 \text{ 単位} = \text{合計} \quad 134 \text{ 単位}$$

芸術文化分野を主たる専攻とする学生

主となる専攻の科目

$$\begin{array}{c} \text{芸術文化系} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{芸術文化系}) \text{より } 6 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ③ \text{芸術文化系} \\ \quad \text{科目群より } 10 \text{ 単位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{共通} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{共通}) \text{より } 6 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ② \text{共通科目より} \\ \quad 4 \text{ 単位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{相互} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群の} \\ \quad \text{相互アプローチ} \\ \quad \text{科目より} \\ \quad 9 \text{ 単位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{選択} \\ \text{〔選択〕} \\ \quad \text{職業専門} \\ \quad \text{科目より } 39 \text{ 単位} \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{うちコア科目群、共通} \\ \text{科目、芸術文化系科目} \\ \text{群より } 30 \text{ 単位以上} \end{array} \right] \end{array} = \text{計 } 74 \text{ 単位}$$

※1 「共通」の必須6単位はコア科目群の経営系科目「マネジメント入門」「アカウンティング入門」「事業創造入門」の3科目
 ※2 「相互」の必須9単位はコア科目群の「芸術文化と観光」「地域創生論」「芸術文化・観光プロジェクト実習1」「専門演習」の4科目

副となる専攻の科目

$$\begin{array}{c} \text{観光系} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{観光系}) \text{より } 4 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ④ \text{観光系科目群} \\ \quad (\text{クロスオーバー科目}) \text{より} \\ \quad 12 \text{ 単位} \end{array} = \text{計 } 16 \text{ 単位}$$

科目的詳細は、以下のページを参照してください。
 ①コア科目群 ······ P. 26
 ②共通科目 ······ P. 27
 ③主となる専攻(芸術文化系)の科目群 ······ P. 28
 ④副となる専攻(観光系)の科目群 ······ P. 29

観光分野を主たる専攻とする学生

主となる専攻の科目

$$\begin{array}{c} \text{観光系} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{観光系}) \text{より } 6 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ③ \text{観光系} \\ \quad \text{科目群より } 10 \text{ 単位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{共通} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{共通}) \text{より } 6 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ② \text{共通科目より} \\ \quad 4 \text{ 单位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{相互} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群の} \\ \quad \text{相互アプローチ} \\ \quad \text{科目より} \\ \quad 9 \text{ 単位} \end{array} + \begin{array}{c} \text{選択} \\ \text{〔選択〕} \\ \quad \text{職業専門} \\ \quad \text{科目より } 39 \text{ 単位} \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{うちコア科目群、共通} \\ \text{科目、観光系科目群} \\ \text{より } 30 \text{ 単位以上} \end{array} \right] \end{array} = \text{計 } 74 \text{ 単位}$$

※1 「共通」の必須6単位はコア科目群の経営系科目「マネジメント入門」「アカウンティング入門」「事業創造入門」の3科目
 ※2 「相互」の必須9単位はコア科目群の「芸術文化と観光」「地域創生論」「芸術文化・観光プロジェクト実習1」「専門演習」の4科目

副となる専攻の科目

$$\begin{array}{c} \text{芸術文化系} \\ \text{〔必修〕} \\ \quad ① \text{コア科目群} \\ \quad (\text{芸術文化系}) \text{より } 4 \text{ 単位} \\ + \\ \text{〔選択必修〕} \\ \quad ④ \text{芸術文化系科目群} \\ \quad (\text{クロスオーバー科目}) \text{より} \\ \quad 12 \text{ 単位} \end{array} = \text{計 } 16 \text{ 単位}$$

科目的詳細は、以下のページを参照してください。
 ①コア科目群 ······ P. 26
 ②共通科目 ······ P. 27
 ③主となる専攻(観光系)の科目群 ······ P. 32
 ④副となる専攻(芸術文化系)の科目群 ······ P. 33

(1) 基礎科目 (20 単位以上)

対話的コミュニケーション能力の養成をはじめ、自らの資質向上と、社会的・職業的自立を促す、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目と、本学の教育上の目的を達成するために新たな価値創造につながる問題意識を醸成し、着想や思考を喚起するための教養を身に付ける知的創造性科目を開講しています。

この中から卒業までに、必修科目 19 単位を含む 20 単位以上を修得しなければなりません。
(●必修科目、○選択科目)

リテラシー科目

《1 年次》

- コミュニケーション演習（3 単位）
- 知と表現のデザイン（2 単位）
- 情報処理演習（2 単位）
- 英語 1 A（3 単位）
- 英語 1 B（3 単位）
- 日本語（2 単位）
- 英語合宿（1 単位）
- 統計学（2 単位）
- 社会調査学（2 単位）

《2 年次》

- 英語 2 A（2 単位）
- 英語 2 B（2 単位）
- ICT 演習（2 単位）
- 中国語（2 単位）
- 韓国語（2 単位）

《3 年次》

- データサイエンス演習（2 単位）

《1～3 年次》

- 海外語学研修 A（2 単位）
- 海外語学研修 B（2 単位）
- 海外語学研修 C（2 単位）
- 海外語学研修 D（2 単位）

知的創造性科目

《1 年次》

- 芸術学（2 単位）
- 美学（2 单位）
- 社会学（1 単位）
- 経済学（1 単位）

《1・2 年次》隔年開講

- 言語表現論（1 単位）
- 地域とつながる歴史学（1 単位）
- 政治学（1 単位）
- 文学（1 単位）

(2) 職業専門科目 (90 単位以上)

芸術文化及び観光分野の双方の軸となる科目として「コア科目群」、コア科目群以外で価値創造の能力を養成する科目として「共通科目」、芸術文化マネジメント能力を養成する科目として「芸術文化系科目群」、観光マネジメント能力を養成する科目として「観光系科目群」の 4 つの科目群で構成しています。

科目的履修は、必修科目は①コア科目群の 25 単位、選択必修科目は②共通科目では 4 単位、③主となる専攻の科目群で 10 単位、④副となる専攻の科目群で 12 単位です。

それ以外の科目は自由に選択できる選択科目ですが、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く 39 単位のうち、30 単位以上は主となる専攻の科目群（コア科目群・共通科目を含む）の科目から履修し、あわせて 90 単位以上修得しなければなりません。

また、実習に係る科目から 40 単位以上、そのうち 20 単位以上は臨地実務実習に係る科目から修得しなければなりません。ただし 5 単位を超えない範囲で連携実務演習等に代えることができます。（実習に関する科目一覧(36、37 ページ参照)）

① コア科目群（必修科目 25 単位）

本学が育成する専門職業人に求められるコアとなる能力を養成するカリキュラムであり、本学の学びの柱となる重要な科目で構成しています。

（●必修科目、○選択必修科目、○選択科目）

芸 術 文 化 系	芸術文化マネジメント能力の基礎となる知識・技能を養成する職業理論科目
	《1年次》 ●アートマネジメント概論(2単位) ○パフォーミングアーツ概論(2単位)【注1】 《2年次》 ●文化施設運営論(2単位)
観 光 系	観光マネジメント能力の基礎となる知識・技能を養成する職業理論科目
	《1年次》 ●観光事業概論(2単位) 《2年次》 ●観光産業マーケティング論(2単位) ○観光スマネジメント論(2単位)【注2】
共 通	芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力のそれぞれ基礎となる知識・技能を養成する職業理論科目
	《1年次》 ●マネジメント入門(2単位) ●アカウンティング入門(2単位) 《2年次》 ●事業創造入門(2単位)
相 互 ア プ ロ ト チ 科 目	芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力の3つの能力を養成する職業理論科目
	《1年次》 ●芸術文化と観光(1単位) 《2年次》 ●地域創生論(2単位) ○建築関連法令と著作権(1単位)
相 互 ア プ ロ ト チ 科 目	芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力の3つの能力を養成する職業実践科目
	《1年次》 ●芸術文化・観光プロジェクト実習1(2単位) (演劇祭にスタッフとして参画し、プロジェクトの全体像を把握し、課題と展開可能性を理解) 《2年次》 ○芸術文化・観光プロジェクト実習2(2単位) (プロジェクトの全体像を踏まえ、アートマネジメント、舞台芸術、観光の実務に関する基礎的な知識・技能を修得) 《3年次》 ●専門演習(4単位) (特定の研究課題をもとにゼミ形式で学ぶ演習) ○芸術文化・観光プロジェクト実習3(2単位) (演劇祭の企画運営スタッフとして従事、プロジェクトの企画提案を行う能力を養成) ○芸術文化・観光プロジェクト実習4(2単位) (演劇祭をフィールドに、学生が主体的に地域活性化に資する実現可能なプロジェクトの企画を考える)

※注1 2年次に芸術文化分野を主となる専攻とする場合には必修

※注2 2年次に観光分野を主となる専攻とする場合には必修

② 共通科目（選択必修科目 4 単位）

コア科目群以外の「価値創造の能力」を養成する科目で構成しています。

なお、下記の表には選択必修科目（◎印）のみを掲載しています。

地域を取り巻く現状や課題を考察、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる職業実践科目	
《2年次》 ◎地域創生実習（2単位）	左記より2単位以上
《3年次》 ◎地域イノベーション実習（2単位）	
基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる職業理論科目	
《2年次》 ◎リーダーシップ論（2単位） ◎グローバルリーダー入門（2単位） ◎アントレプレナーシップ論（2単位）	左記より2単位以上
《3年次》 ◎組織マネジメント論（2単位）	

上記の科目以外に選択科目があります。別冊「授業科目の概要」を参照して下さい。

芸術文化分野を主となる専攻とする学生（観光分野を主となる専攻とする学生は32ページ以降を参照）

③ 芸術文化系科目群（選択必修科目 10 単位）

芸術文化と地域社会を橋渡し、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する能力である「芸術文化マネジメント能力」を養成する科目で構成しています。

なお、下記の表には選択必修科目（◎印）のみを掲載しています。

文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる職業理論科目	
《2年次》 ◎舞台芸術入門（2単位） ◎演劇入門（2単位） ◎空間デザイン入門（2単位） ◎演技論（2単位） ◎身体表現論（2単位） 《3年次》 ◎舞台芸術論（2単位）	左記より2単位以上
芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる職業理論科目	
《1年次》 ◎劇場文化と舞台技術（1単位） ◎文化政策概論（2単位） 《2年次》 ◎批評論（2単位） ◎美学美術史（2単位） ◎映像メディア論（1単位） 《3年次》 ◎民俗芸能論（1単位） ◎現代アート論（2単位） ◎文化産業論（2単位）	左記から4単位以上
舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる職業実践科目	
《1年次》 ◎舞台芸術基礎実習（2単位） 《2年次》 ◎舞台芸術実習B（2単位） ◎劇場プロデュース実習1（2単位） 《3年次》 ◎舞台芸術実習D（2単位） ◎劇場プロデュース実習2（2単位） ◎文化政策実習（2単位）	左記から4単位以上

上記の科目以外に選択科目があります。別冊「授業科目の概要」を参照して下さい。

④ 観光系科目群（クロスオーバー科目（選択必修科目）12単位）

芸術文化学士（専門職）に求められる「観光マネジメント能力」を養成する科目で構成しています。

なお、下記の表には選択必修科目（◎印）のみを掲載しています。

観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業理論科目	
《1年次》 ◎観光交通論（2単位） ◎観光経営学（1単位） ◎観光産業分析（1単位）	左記より4単位以上
《2年次》 ◎旅行産業論（2単位） ◎宿泊産業論（2単位）	
観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる職業理論科目	
《2年次》 ◎観光サービスマネジメント論（2単位）【コア科目群科目】 ◎デスティネーションマネジメント論（2単位） ◎観光マーケティング分析論（2単位）	左記から2単位以上
《3年次》 ◎観光デジタルマーケティング論（2単位） ◎デスティネーションマーケティング論（2単位）	
観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業実践科目	
《1年次》 ◎観光交通業実習1（2単位）	
《2年次》 ◎旅行事業実習1（2単位） ◎宿泊業実習1（4単位） ◎ホスピタリティ実習（8単位）	左記より2単位以上
課題解決の能力を修得させる職業実践科目	
《1年次》 ◎社会調査演習（2単位）	
《2年次》 ◎海外実習A（2単位）	
《3年次》 ◎観光プロモーション演習（2単位） ◎デスティネーション実習（2単位） ◎観光プロジェクト立案演習（2単位）	左記より2単位以上

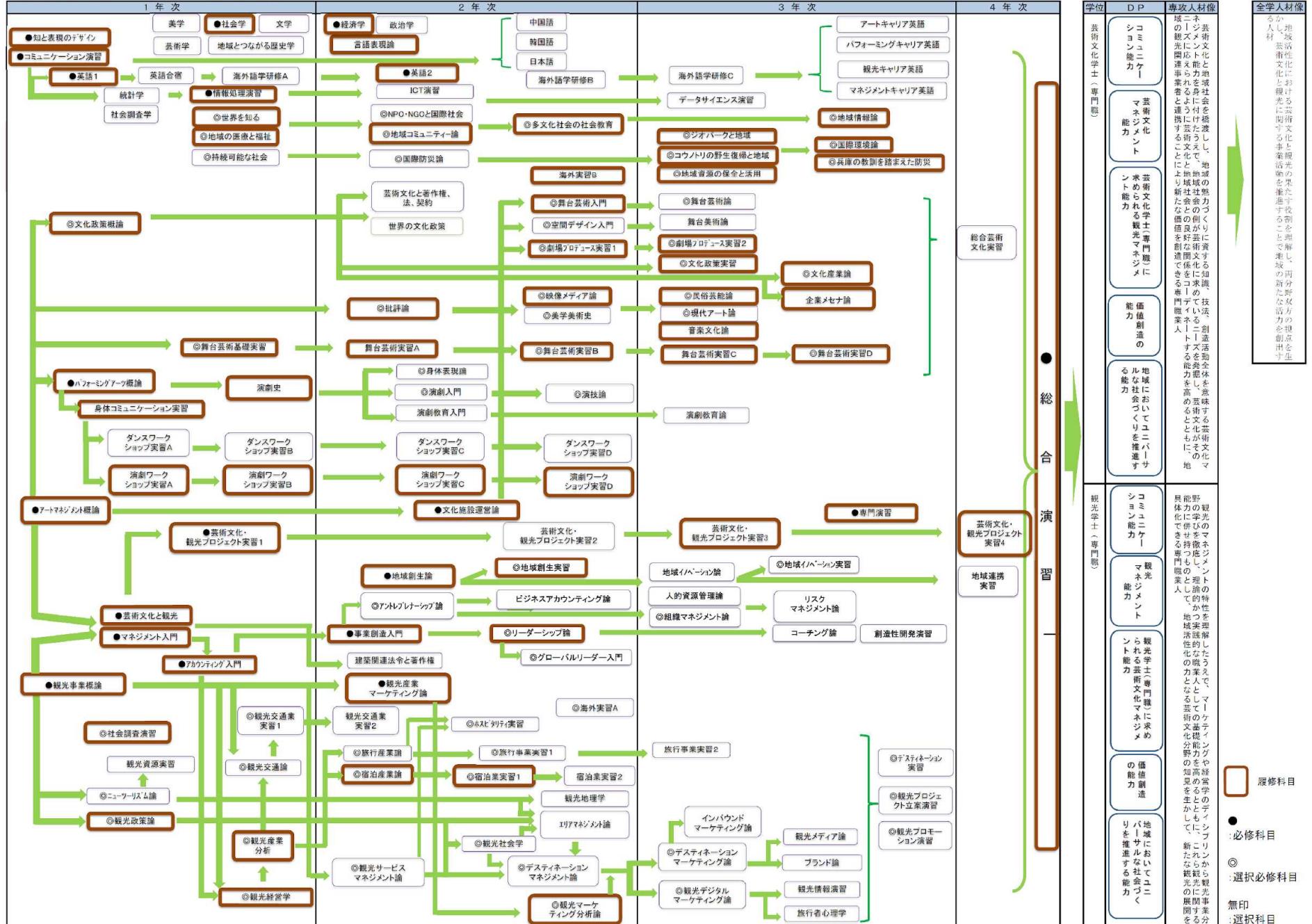
上記の科目以外に選択科目があります。別冊「授業科目の概要」を参照して下さい。

履修モデル（アートマネジャーへの進路を希望する学生の履修モデル）

履修モデルはあくまでも例であり、この通りに履修する必要はありません。自らの目的に沿って履修計画を作成して下さい。

アートマネジャー		●：必修科目	◎：選択必修科目	○：選択科目	下線：実習・演習科目	単位数	
職業専門科目	基礎科目	1年	2年	3年	4年		
	コア	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション演習 ● 知と表現のデザイン ● 情報処理演習 ● 英語1A・B ● 社会学 	<ul style="list-style-type: none"> ● 英語2A・B ● 経済学 ○ 言語表現論 				20
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化と観光 ● アートマネジメント概論 ● パフォーミングアーツ概論 ● 観光事業概論 ● マネジメント入門 ● アカウンティング入門 ● 芸術文化・観光プロジェクト実習1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域創生論 ● 文化施設運営論 ● 観光産業マーケティング論 ● 事業創造入門 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門演習 ○ 芸術文化・観光プロジェクト実習3 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術文化・観光プロジェクト実習4 	29	
	芸術文化		<ul style="list-style-type: none"> ○ リーダーシップ論 ○ 地域創生実習 			4	
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化政策概論 ○ 演劇史 ○ <u>身体コミュニケーション実習</u> ○ 舞台芸術基礎実習 ○ 演劇ワークショップ実習A・B 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 批評論 ○ 舞台芸術入門 ○ 映像メディア論 ○ 舞台芸術実習B ○ 劇場プロデュース実習1 ○ 舞台芸術実習A ○ 演劇ワークショップ実習C・D ○ 海外実習B 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民俗芸能論 ○ 文化産業論 ○ 企業メセナ論 ○ 音楽文化論 ○ 劇場プロデュース実習2 ○ 文化政策実習 ○ 舞台芸術実習D ○ 舞台芸術実習C 		43	
	展開科目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界を知る ○ 地域の医療と福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティ論 ○ 多文化社会の社会教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫の教訓を踏ました防災 ○ ジオパークと地域 ○ コウノトリの野生復帰と地域 ○ 地域資源の保全と活用 ○ 地域情報論 ○ 國際環境論 		20	
	総合科目				● 総合演習	4	
	単位数	48	47	33	6	134	

芸術文化分野カリキュラム配置表(履修モデル版)



観光分野を主となる専攻とする学生（芸術文化分野を主となる専攻とする学生は 28 ページ以降を参照）

③ 観光系科目群（選択必修科目 10 単位）

顧客の観光消費を高める観光事業の高度化を図るとともに、観光に特有のマネジメント特性を知り観光事業における生産性の向上と観光による地域活性化を図る能力である「観光マネジメント能力」を養成する科目で構成しています。

なお、下記の表には選択必修科目（◎印）のみを掲載しています。

観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業理論科目	
《1 年次》 ◎観光政策論（2 単位） ◎観光経営学（1 単位） 《2 年次》 ◎旅行産業論（2 単位）	◎観光交通論（2 単位） ◎観光産業分析（1 単位） ◎宿泊産業論（2 単位） 左記より 4 单位以上
観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる職業理論科目	
《2 年次》 ◎デスティネーションマネジメント論（2 単位） ◎観光マーケティング分析論（2 単位） 《3 年次》 ◎観光デジタルマーケティング論（2 単位） ◎デスティネーションマーケティング論（2 単位） ◎ブランド論（2 単位） ◎インバウンドマーケティング論（2 単位）	左記より 2 单位以上
観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業実践科目	
《1 年次》 ◎観光交通業実習 1（2 単位） 《2 年次》 ◎旅行事業実習 1（2 単位） ◎宿泊業実習 1（4 单位）	左記より 2 单位以上
課題解決の能力を修得させる職業実践科目	
《3 年次》 ◎観光プロモーション演習（2 単位） ◎デスティネーション実習（2 単位） ◎観光プロジェクト立案演習（2 単位）	左記より 2 单位以上

上記の科目以外に選択科目があります。別冊「授業科目の概要」を参照して下さい。

④ 芸術文化系科目群（クロスオーバー科目（選択必修科目）12単位）

観光学士（専門職）に求められる「芸術文化マネジメント能力」を養成する科目で構成しています。

なお、下記の表には選択必修科目（◎印）のみを掲載しています。

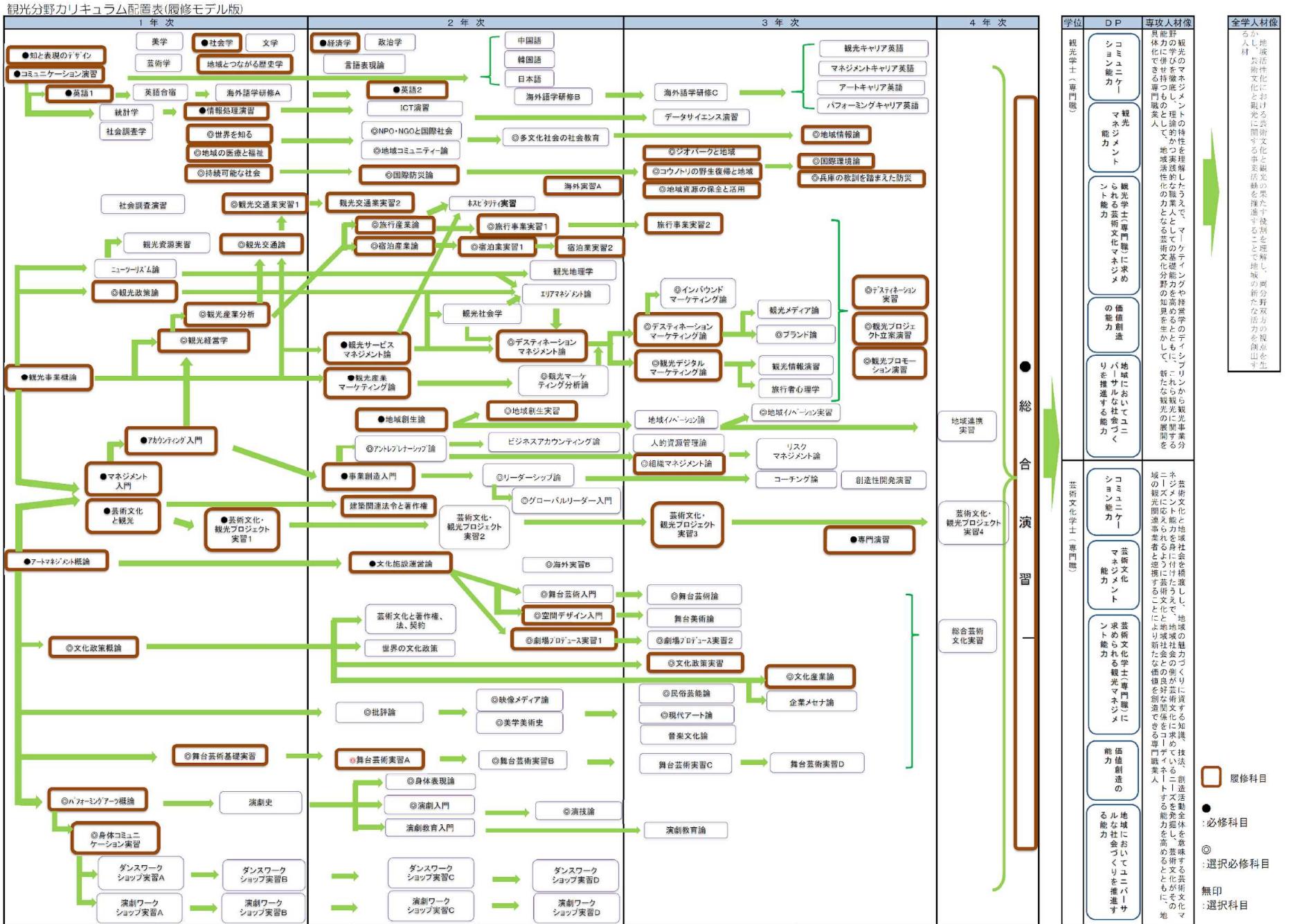
文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる職業理論科目	
《1年次》 ◎パフォーミングアーツ概論（2単位）【コア科目群科目】	
《2年次》 ◎舞台芸術入門（2単位） ◎演劇入門（2単位） ◎空間デザイン入門（2単位） ◎演技論（2単位） ◎身体表現論（2単位）	左記より4単位以上
《3年次》 ◎舞台芸術論（2単位）	
芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる職業理論科目	
《1年次》 ◎劇場文化と舞台技術（1単位） ◎文化政策概論（2単位）	
《2年次》 ◎批評論（2単位） ◎美学美術史（2単位） ◎映像メディア論（1単位）	左記から4単位以上
《3年次》 ◎民俗芸能論（1単位） ◎現代アート論（2単位） ◎文化産業論（2単位）	
文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる職業実践科目	
《1年次》 ◎身体コミュニケーション実習（2単位）	
舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる職業実践科目	
《1年次》 ◎舞台芸術基礎実習（2単位）	
《2年次》 ◎舞台芸術実習A（2単位） ◎舞台芸術実習B（2単位） ◎劇場プロデュース実習1（2単位） ◎海外実習B（2単位）	左記から4単位以上
《3年次》 ◎劇場プロデュース実習2（2単位） ◎文化政策実習（2単位）	

上記の科目以外に選択科目があります。別冊「授業科目の概要」を参照して下さい。

履修モデル（観光事業プランナー・マネジャーへの進路を希望する学生の履修モデル）

履修モデルはあくまでも例であり、この通りに履修する必要はありません。自らの目的に沿って履修計画を作成して下さい。

観光事業 プランナー・マネジャー		●：必修科目	◎：選択必修科目	○：選択科目	下線：実習・演習科目	
職業専門科目	1年	2年	3年	4年		単位数
	基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション演習 ● 知と表現のデザイン ● 情報処理演習 ● 英語1A・B ● 社会学 ○ 地域とつながる歴史学 	<ul style="list-style-type: none"> ● 英語2A・B ● 経済学 			20
	コア	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化と観光 ● アートマネジメント概論 ● 観光事業概論 ● マネジメント入門 ● アカウンティング入門 ◎ パフォーミングアーツ概論 ● 芸術文化・観光プロジェクト実習1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域創生論 ● 文化施設運営論 ● 観光サービスマネジメント論 ● 観光産業マーケティング論 ● 事業創造入門 ○ 建築関連法令と著作権 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門演習 ○ 芸術文化・観光プロジェクト実習3 		30
	共通		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域創生実習 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 組織マネジメント論 		4
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 観光政策論 ◎ 観光交通論 ◎ 観光経営学 ◎ 観光産業分析 ◎ <u>観光交通業実習1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 旅行産業論 ◎ 宿泊産業論 ◎ デスティネーションマネジメント論 ◎ 旅行事業実習1 ◎ <u>宿泊業実習1</u> ○ 宿泊業実習2 ○ 観光交通業実習2 ○ 海外実習A 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 観光デジタルマーケティング論 ◎ デスティネーションマーケティング論 ◎ デスティネーション実習 ◎ 観光プロモーション演習 ◎ <u>観光プロジェクト立案演習</u> ○ 旅行事業実習2 		40
	芸術文化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 文化政策概論 ◎ 身体コミュニケーション実習 ◎ 舞台芸術基礎実習 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 空間デザイン入門 ◎ 舞台芸術実習A ◎ 劇場プロデュース実習1 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 文化産業論 ◎ 文化政策実習 		16
	展開科目	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 世界を知る ◎ 地域の医療と福祉 ◎ 持続可能な社会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国際防災論 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 兵庫の教訓を踏まえた防災 ◎ ジオパークと地域 ◎ コウノトリの野生復帰と地域 ◎ 地域資源の保全と活用 ◎ 地域情報論 ◎ 國際環境論 		20
	総合科目				● 総合演習	4
	単位数	48	46	36	4	134



実習（連携実務演習等を含む）に関する科目一覧（一部再掲）

【コア科目群】

授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		備 考
		必修	選択	実習	演習	
芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2		○		臨地実務実習
芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②		2	○		臨地実務実習
芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②		2	○		臨地実務実習
芸術文化・観光プロジェクト実習4	3②		2	○		臨地実務実習

【共通】

授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		備 考
		必修	選択	実習	演習	
地域創生実習	2④		2	○		臨地実務実習
地域イノベーション実習	3②		2	○		臨地実務実習
地域連携実習	4②		2	○		

【芸術文化系科目群】

授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		備 考
		必修	選択	実習	演習	
舞台芸術基礎実習	1③		2	○		連携実務演習等
舞台芸術実習A	2①		2	○		連携実務演習等
舞台芸術実習B	2③		2	○		臨地実務実習
舞台芸術実習C	3①		2	○		連携実務演習等
舞台芸術実習D	3③		2	○		臨地実務実習
劇場プロデュース実習1	2④		2	○		臨地実務実習
劇場プロデュース実習2	3②		2	○		臨地実務実習
文化政策実習	3②		2	○		臨地実務実習
総合芸術文化実習	4②		4	○		臨地実務実習
身体コミュニケーション実習	1①③		2	○		
演劇ワークショップ実習A	1②		2	○		
演劇ワークショップ実習B	1④		2	○		
演劇ワークショップ実習C	2②		2	○		
演劇ワークショップ実習D	2④		2	○		
ダンスワークショップ実習A	1②		2	○		
ダンスワークショップ実習B	1④		2	○		
ダンスワークショップ実習C	2②		2	○		
ダンスワークショップ実習D	2④		2	○		
海外実習 B	2②		2	○		

【観光系科目群】

授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		備 考
		必修	選択	実習	演習	
観光資源実習	1②		1	○		臨地実務実習
観光交通業実習 1	1④		2	○		臨地実務実習
観光交通業実習 2	2④		2	○		臨地実務実習
旅行事業実習 1	2②		2	○		臨地実務実習
旅行事業実習 2	3②		2	○		臨地実務実習
宿泊業実習 1	2②		4	○		臨地実務実習
宿泊業実習 2	2④		4	○		臨地実務実習
海外実習 A	2④		2	○		
ホスピタリティ実習	2②		8	○		臨地実務実習
デスティネーション実習	3②		2	○		臨地実務実習
観光プロモーション演習	3①		2		○	連携実務演習等
観光プロジェクト立案演習	3③		2		○	連携実務演習等

※配当年次欄の○数字は、配当されるクオーター

実習による授業科目は 40 単位以上修得すること。この 40 単位には、臨地実務実習科目 20 単位が含まれていること。（5 単位を超えない範囲で連携実務演習等の科目を臨地実務実習科目に代えることができる。）

・臨地実務実習（学外で実施）

企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目

・連携実務演習等（学内で実施）

企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの

《専門職大学設置基準第 29 条》

(3) 展開科目 (20 単位以上)

年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわりなく、誰しもが社会のあらゆる活動に参加し、その持てる能力を存分に發揮し、自分らしく生きられる「ユニバーサルな社会づくり」に向け、専門職業人として将来にわたって創造的役割を果たしていけるよう、その理念や知見を身に付けさせるため、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目を開講しています。

20 単位以上を修得しなければなりません。なお、展開科目は選択必修科目（◎印）のみで、選択科目はありません。

多様性を理解し、相互に支え合う社会づくりのための知識を身に付けさせる科目	
《1 年次》	
◎世界を知る（2 単位）	
◎地域の医療と福祉（2 単位）	
◎地域における多文化共生のまちづくり（2 単位）	芸術文化分野を主となる専攻とする学生 左記から 8 単位以上
◎いまを生きるための倫理学（2 単位）	
《2 年次》	
◎地域コミュニティ論（2 単位）	
◎NPO と NGO と国際社会（2 単位）	観光分野を主となる専攻とする学生 左記から 4 単位以上
◎多文化社会の社会教育（2 単位）	
◎生と死の倫理学（2 単位）	
《3 年次》	
◎地域情報論（2 単位）	
安心・安全で持続可能な社会づくりのための知識を身に付けさせる科目	
《1 年次》	
◎持続可能な社会（2 単位）	芸術文化分野を主となる専攻とする学生 左記から 4 单位以上
《2 年次》	
◎国際防災論（2 単位）	
《3 年次》	
◎兵庫の教訓を踏まえた防災（2 単位）	観光分野を主となる専攻とする学生 左記から 8 単位以上
◎ジオパークと地域（2 単位）	
◎コウノトリの野生復帰と地域（2 単位）	
◎地域資源の保全と活用（2 単位）	
◎国際環境論（2 単位）	

(4) 総合科目 (4 単位)

職業専門科目の専門演習と同様に、芸術文化及び観光分野の双方の教員が指導する相互アプローチ科目に位置付け、専門演習で研究したテーマについて、さらに研究を深化・発展させ、芸術文化と観光の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成するために、4 年次に総合科目の「総合演習」を開講しています。

この科目は必修で 4 単位です。

主となる専攻（芸術文化分野）に関する科目一覧

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件
			必修	選択	
① 基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①③	3	必修19単位
		知と表現のデザイン	1①③	2	
		情報処理演習	1①③	2	
		ICT演習	2①③	2	
		データサイエンス演習	3①	1	
		英語1A	1①	3	
		英語1B	1③	3	
		英語2A	2①	2	
		英語2B	2③	2	
		中国語	2①	2	
		韓国語	2③	2	
		日本語	1①	2	
		英語合宿	1②	1	
		海外語学研修A	1・2・3④	2	
		海外語学研修B	1・2・3②	2	
		海外語学研修C	1・2・3②	2	
		海外語学研修D	1・2・3④	2	
		統計学	1①	2	
		社会調査学	1①	2	
② 職業専門科目	コア科目群	社会学	1・2②	1	必修23単位
		言語表現論	1・2②	1	
		地域とつながる歴史学	1・2②	1	
		政治学	1・2②	1	
		文学	1・2②	1	
		経済学	1・2②	1	
		美学	1③	2	
		芸術学	1③	2	
		マネジメント入門	1①	2	
		アカウンティング入門	1③	2	
		事業創造入門	2①	2	
		観光事業概論	1①	2	
		観光産業マーケティング論	2①	2	
		観光サービスマネジメント論 ◆	2①	2	
		アートマネジメント概論	1①	2	
		パフォーミングアーツ概論 ※	1①	2	
		文化施設運営論	2①	2	
共通	職業理論科目	芸術文化と観光	1①	1	※を履修すること 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと 選択必修科目(※)から2単位を含むこと
		建築関連法令と著作権	2②	1	
		地域創生論	2③	2	
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2	
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②	2	
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②	2	
		芸術文化・観光プロジェクト実習4	3②	2	
		専門演習	3①③	4	
		リーダーシップ論 ※	2①	2	
		グローバルリーダー入門 ※	2③	2	
職業実践科目		アントレプレナーシップ論 ※	2③	2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと 選択必修科目(※)から2単位を含むこと
		ビジネスアカウンティング論	2③	2	
		組織マネジメント論 ※	3①	2	
		コーチング論	3①	2	
		地域イノベーション論	3①	2	
		リスクマネジメント論	3③	2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと 選択必修科目(※)から2単位を含むこと
		人的資源管理論	3④	1	
		地域創生実習 ※	2④	2	
		創造性開発演習	3①	2	
		地域イノベーション実習 ※	3②	2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと
		地域連携実習	4②	2	

②職業専門科目	芸術文化系科目群	職業理論科目	劇場文化と舞台技術 ※1	1①		1	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと	
			演劇史	1②		1		
			文化政策概論 ※1	1③		2		
			批評論 ※1	2①		2		
			芸術文化と著作権、法、契約	2②		1		
			美学美術史 ※1	2③		2		
			世界の文化政策	2③		2		
			映像メディア論 ※1	2④		1		
			企業メセナ論	3①		2		
			アートキャリア英語	3①		2		
		職業実践科目	民俗芸能論 ※1	3②		1		
			音楽文化論	3③		2		
			現代アート論 ※1	3③		2		
			文化産業論 ※1	3③		2		
			舞台芸術入門 ※2	2①		2		
			演劇入門 ※2	2①		2		
			空間デザイン入門 ※2	2①		2		
			演劇教育入門	2③		2		
			演技論 ※2	2③		2		
			身体表現論 ※2	2③		2		
		職業理論科目	舞台芸術論 ※2	3①		2		
			舞台美術論	3①		2		
			パフォーミングキャリア英語	3③		2		
			演劇教育論	3③		2		
			舞台芸術基礎実習 ※	1③		2		
			舞台芸術実習A	2①		2		
			舞台芸術実習B ※	2③		2		
			舞台芸術実習C	3①		2		
			舞台芸術実習D ※	3③		2		
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2		
		観光系科目群	劇場プロデュース実習2 ※	3②		2		
			文化政策実習 ※	3②		2		
			総合芸術文化実習	4②		4		
			身体コミュニケーション実習	1①③		2		
			演劇ワークショップ実習A	1②		2		
			演劇ワークショップ実習B	1④		2		
			演劇ワークショップ実習C	2②		2		
			演劇ワークショップ実習D	2④		2		
			ダンスワークショップ実習A	1②		2		
			ダンスワークショップ実習B	1④		2		
			ダンスワークショップ実習C	2②		2		
			ダンスワークショップ実習D	2④		2		
			海外実習B	2②		2		
		職業理論科目	観光政策論 ※2	1③		2		
			観光交通論 ※1	1③		2		
			ニューツーリズム論 ※2	1③		2		
			観光経営学 ※1	1③		1		
			観光産業分析 ※1	1③		1		
			旅行産業論 ※1	2①		2		
			宿泊産業論 ※1	2①		2		
			エリアマネジメント論	2①		2		
			観光社会学 ※2	2③		2		
			デスティネーションマネジメント論 ◆	2③		2		
		職業理論科目	観光地理学	2③		2		
			観光マーケティング分析論 ◆	2③		2		
			観光キャリア英語	3①		2		
			マネジメントキャリア英語	3①		2		
			観光デジタルマーケティング論 ◆	3②		2		
			観光メディア論	3③		2		
			デスティネーションマーケティング論 ◆	3③		2		
			旅行者心理学	3③		2		
			ブランド論	3③		2		
			インバウンドマーケティング論	3③		2		
職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目 67 単位以上								

② 職業専門科目	観光系科目群	職業実践科目	社会調査演習 ※2	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上		
			観光資源実習	1②					
			観光交通業実習1 ※1	1④					
			観光交通業実習2	2④					
			旅行事業実習1 ※1	2②					
			旅行事業実習2	3②					
			宿泊業実習1 ※1	2②					
			宿泊業実習2	2④					
			海外実習A ※2	2④					
			ホスピタリティ実習 ※1	2④					
			観光プロモーション演習 ※2	3①					
			デスティネーション実習 ※2	3②					
③ 展開科目			観光情報演習	3③	2	選択必修科目(※1)から8単位を含むこと 選択必修科目(※2)から4単位を含むこと	左記展開選科目の目卒業要件は以上		
			観光プロジェクト立案演習 ※2	3③					
			世界を知る ※1	1③					
			地域の医療と福祉 ※1	1③					
			地域における多文化共生のまちづくり ※1	1③					
			いまを生きるために倫理学 ※1	1③					
			持続可能な社会 ※2	1③					
			地域コミュニティー論 ※1	2①					
			国際防災論 ※2	2①					
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②					
			多文化社会の社会教育 ※1	2③					
			生と死の倫理学 ※1	2③					
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②					
			ジオパークと地域 ※2	3②					
④ 総合科目			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③	2	必修4単位	必修科目を卒業する要件は、		
			地域資源の保全と活用 ※2	3③					
			地域情報論 ※1	3③	2				
			国際環境論 ※2	3③	2				
卒業要件単位数			4①③	4					
職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「芸術文化系科目群」の科目から履修すること。									

主となる専攻（観光分野）に関する科目一覧

科目区分		授業科目的名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件	基礎科目左記の卒業要件は、必修科目のほか
				必修	選択		
① 基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①③	3			
		知と表現のデザイン	1①③	2			
		情報処理演習	1①③	2			
		ICT演習	2①③		2		
		データサイエンス演習	3①		1		
		英語1A	1①	3			
		英語1B	1③	3			
		英語2A	2①	2			
		英語2B	2③	2			
		中国語	2①		2		
		韓国語	2③		2		
		日本語	1①		2		
		英語合宿	1②		1		
		海外語学研修A	1・2・3④		2		
		海外語学研修B	1・2・3②		2		
		海外語学研修C	1・2・3②		2		
		海外語学研修D	1・2・3④		2		
		統計学	1①		2		
		社会調査学	1①		2		
② 職業専門科目	コア科目群	社会学	1・2②	1		必修19単位	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか
		言語表現論	1・2②		1		
		地域とつながる歴史学	1・2②		1		
		政治学	1・2②		1		
		文学	1・2②		1		
		経済学	1・2②	1			
		美学	1③		2		
		芸術学	1③		2		
		マネジメント入門	1①	2			
		アカウンティング入門	1③	2			
② 職業専門科目	共通	事業創造入門	2①	2		必修23単位	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか
		観光事業概論	1①	2			
		観光産業マーケティング論	2①	2			
		観光サービスマネジメント論 ※	2①		2		
		アートマネジメント概論	1①	2			
		パフォーミングアーツ概論 ◆	1①		2		
		文化施設運営論	2①	2			
		芸術文化と観光	1①	1			
		建築関連法令と著作権	2②		1		
		地域創生論	2③	2			
② 職業専門科目	職業理論科目	芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2		※を履修すること	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②		2		
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②		2		
		芸術文化・観光プロジェクト実習4	3②		2		
		専門演習	3①③	4			
		リーダーシップ論 ※	2①		2		
		グローバルリーダー入門 ※	2③		2		
		アントレプレナーシップ論 ※	2③		2		
		ビジネスアカウンティング論	2③		2		
		組織マネジメント論 ※	3①		2		
② 職業専門科目	職業実践科目	コーチング論	3①		2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか
		地域イノベーション論	3①		2		
		リスクマネジメント論	3③		2		
		人的資源管理論	3④		1		
		地域創生実習 ※	2④		2		
		創造性開発演習	3①		2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか
		地域イノベーション実習 ※	3②		2		
		地域連携実習	4②		2		

② 職業専門科目	芸術文化系科目群	職業理論科目	劇場文化と舞台技術 ※	1①		1	選択必修科目(※)から4単位を含むこと 「コア科目群」と「芸術文化系科目群」の選択必修科目(◆)から4単位を含むこと(再掲)
			演劇史	1②		1	
			文化政策概論 ※	1③		2	
			批評論 ※	2①		2	
			芸術文化と著作権、法、契約	2②		1	
			美学美術史 ※	2③		2	
			世界の文化政策	2③		2	
			映像メディア論 ※	2④		1	
			企業メセナ論	3①		2	
			アートキャリア英語	3①		2	
			民俗芸能論 ※	3②		1	
			音楽文化論	3③		2	
			現代アート論 ※	3③		2	
			文化産業論 ※	3③		2	
			舞台芸術入門 ◆	2①		2	
			演劇入門 ◆	2①		2	
			空間デザイン入門 ◆	2①		2	
			演劇教育入門	2③		2	
			演技論 ◆	2③		2	
			身体表現論 ◆	2③		2	
			舞台芸術論 ◆	3①		2	
			舞台美術論	3①		2	
			パフォーミングキャリア英語	3③		2	
			演劇教育論	3③		2	
			舞台芸術基礎実習 ※	1③		2	選択必修科目(※)から4単位を含むこと
			舞台芸術実習A ※	2①		2	
			舞台芸術実習B ※	2③		2	
			舞台芸術実習C	3①		2	
			舞台芸術実習D	3③		2	
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2	
			劇場プロデュース実習2 ※	3②		2	
			文化政策実習 ※	3②		2	
			総合芸術文化実習	4②		4	
			身体コミュニケーション実習 ※	1①③		2	
			演劇ワークショップ実習A	1②		2	
			演劇ワークショップ実習B	1④		2	
			演劇ワークショップ実習C	2②		2	
			演劇ワークショップ実習D	2④		2	
			ダンスワークショップ実習A	1②		2	
			ダンスワークショップ実習B	1④		2	
			ダンスワークショップ実習C	2②		2	
			ダンスワークショップ実習D	2④		2	
			海外実習B ※	2②		2	
			観光政策論 ※1	1③		2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと
			観光交通論 ※1	1③		2	
			ニューツーリズム論	1③		2	
			観光経営学 ※1	1③		1	
			観光産業分析 ※1	1③		1	
			旅行産業論 ※1	2①		2	
			宿泊産業論 ※1	2①		2	
			エリアマネジメント論	2①		2	
			観光社会学	2③		2	
			デスティネーションマネジメント論 ※2	2③		2	
			観光地理学	2③		2	
			観光マーケティング分析論 ※2	2③		2	
			観光キャリア英語	3①		2	
			マネジメントキャリア英語	3①		2	
			観光デジタルマーケティング論 ※2	3②		2	
			観光メディア論	3③		2	
			デスティネーションマーケティング論 ※2	3③		2	
			旅行者心理学	3③		2	
			ブランド論 ※2	3③		2	
			インバウンドマーケティング論 ※2	3③		2	

職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目 6 7 単位以上

② 職業専門科目	観光系科目群	職業実践科目	社会調査演習	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目67単位以上				
			観光資源実習	1②							
			観光交通業実習1 ※1	1④							
			観光交通業実習2	2④							
			旅行事業実習1 ※1	2②							
			旅行事業実習2	3②							
			宿泊業実習1 ※1	2②							
			宿泊業実習2	2④							
			海外実習A	2④							
			ホスピタリティ実習	2④							
③ 展開科目			観光プロモーション演習 ※2	3①	2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から8単位を含むこと	左記展の開選科目の目卒業20要単位は以上				
			デスティネーション実習 ※2	3②							
			観光情報演習	3③							
			観光プロジェクト立案演習 ※2	3③							
			世界を知る ※1	1③							
			地域の医療と福祉 ※1	1③							
			地域における多文化共生のまちづくり ※1	1③							
			いまを生きるための倫理学 ※1	1③							
			持続可能な社会 ※2	1③							
			地域コミュニケーション論 ※1	2①							
			国際防災論 ※2	2①							
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②							
			多文化社会の社会教育 ※1	2③							
			生と死の倫理学 ※1	2③							
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②							
			ジオパークと地域 ※2	3②							
			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③							
			地域資源の保全と活用 ※2	3③							
			地域情報論 ※1	3③							
			国際環境論 ※2	3③							
④ 総合科目			総合演習	4①③	4	必修4単位	必修科目を卒業する要件は、				
卒業要件単位数					134						
職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「観光系科目群」の科目から履修すること。											

第3章 履修関係規程

1 芸術文化観光専門職大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第6条—第10条）
- 第3章 教育課程及び履修方法等（第11条—第18条）
- 第4章 入学、転学及び卒業（第19条—第27条）
- 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学（第28条—第31条）
- 第6章 賞罰（第32条・第33条）
- 第7章 学生寮（第34条）
- 第8章 科目等履修生等（第35条—第40条）
- 第9章 外国人留学生（第41条）
- 第10章 公開講座（第42条）
- 第11章 授業料及び入学料等（第43条）
- 第12章 雜則（第44条）
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）は、芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる専門職業人を育成する。

また、地域に根ざした教育研究活動を展開するとともに、産学官連携及び小中高大連携の強化、生涯教育の充実、地域との協働等を推進する拠点として地域社会に貢献する。あわせて芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献する。

(学部)

第2条 本学に、芸術文化・観光学部を置く。

2 芸術文化・観光学部は、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。

3 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	80	320

(職員組織)

第3条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第4条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部に関する事項を統括する。

(教授会)

第5条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 9月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第11条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び授業の方法)

第12条 授業科目の区分は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とする。

- 2 授業科目及び単位数は別表のとおりとする。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算)

第13条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第3項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、総合演習については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、論文、レポート等の試験に代わる方法によることができる。

(成績の評価)

第15条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表することが適切と認められる授業科目については、合格・不合格又は認定で表すことができる。

(他大学等における履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、

短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60 単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第18条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第9条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、転学及び卒業

（入学の時期）

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 第6条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

（入学資格）

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

（3）外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

- 第21条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
 - 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考查料を納付しなければならない。

（入学許可）

- 第22条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。
- 2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

（入学許可の取消）

- 第23条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第1号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。
- (1) 入学の辞退を申し出たとき
 - (2) 入学資格を満たしていないと認めたとき
 - (3) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

（転学）

- 第24条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
 - 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

（留学）

- 第25条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするとき

は、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第9条の修業年限に算入することができる。
- 3 第16条の規定は、留学について準用する。

(卒業認定)

第26条 学長は、本学に4年在学し、別表に定める卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

(学位)

第27条 学長は、本学を卒業した者について、学士（専門職）の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第28条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ぜることができる。
- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第29条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

- (1) 第28条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第22条の規定による許可をすることができる。

- (1) 第29条の規定により本学を退学した者
 - (2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者
- 2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第33条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学生寮

(学生寮)

第34条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、豊岡市山王町とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第35条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第36条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

- 2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第37条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第39条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

(規定の準用)

第40条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第41条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第10章 公開講座

(公開講座)

第42条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第11章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第43条 授業料、入学考查料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」とい

う。) の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第 12 章 雜 則

(補則)

第 44 条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日改正)

この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日改正)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表添付省略

別冊授業科目の概要 2023 年度（令和 5 年度）入学生用

及び、本冊 23~44 ページ「7 卒業までの履修方法及び卒業要件」を
参照してください。

2 芸術文化観光専門職大学履修手続及び試験・成績に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修手続及び試験・成績について必要な事項を定めるものとする。

(履修手続)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎年度の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。

3 合格した科目については、履修科目的登録を行うことができない。

4 履修科目的登録を行うことのできる単位数は、通年 48 単位以内とする。

5 第4項の規定にかかわらず、履修登録時の通算 GPA が 3.0 以上の成績優秀であって学部長が特例として許可したときは、2 年次以降それぞれの年次において、履修科目的登録を行うことができる単位数を、通年 56 単位以内と読み替えることができる。

(試験)

第3条 授業科目的評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

2 学生は、履修科目的登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

(成績)

第4条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

(1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した科目的成績は、S、A、B 及び C の評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60 点未満	不合格

2 合格した科目については、再評価しない。

3 休学期間に開講されている授業科目については、その単位を認めない。

4 海外語学研修の評価は、合格又は不合格で表す。

5 学則第 16 条及び第 17 条に規定する授業科目的評価は認定をもって表す。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3 芸術文化観光専門職大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

(事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第3条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、教育企画課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の承認願には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 試験欠席承認願が提出されたときは、試験科目を開講する教員は、その内容を審査し、その結果を教育企画課を通して学生へ連絡するものとする。

(成績の評価)

第4条 試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第2条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

令和 年 月 日

試験欠席承認願

芸術文化観光専門職大学藝術文化・觀光学部長 様

下記により試験を欠席いたしますので承認願います。

令和 年 月 日

令和 年度入学

学籍番号

氏 名

記

1 理由（詳しく記載すること。）

2 日時及び科目名等

日 時	科 目 名	担当教員名
月 日 時限		

1 病気の場合は、診断書を添付すること。

2 病気以外の場合にあっては、その事由を証明する書類を添付すること。

4 芸術文化観光専門職大学授業の欠席に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により授業を欠席する場合の手続きに關し必要な事項を定める。

(事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第3条 やむを得ない事由のため授業に出席できない者、若しくは出席できなかった者は、教育企画課に連絡し、授業欠席届（別記様式）を提出しなければならない。

2 授業欠席届が提出されたときは、教育企画課から科目を開講する教員へ連絡するものとする。

3 欠席の承認の可否については、各科目担当者の裁量とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

令和 年 月 日

授業欠席届

芸術文化観光専門職大学芸術文化・観光学部長 様

下記により授業を欠席いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

令和 年度入学

学籍番号

氏 名

記

1 理由（詳しく記載すること。）

2 日時及び科目名等

日 時	科 目 名	担当教員名
月 日 時限		

1 病気の場合は、診断書の添付を依頼する場合があります。

2 病気以外の場合にあっては、その事由を証明する書類の添付を求める場合があります。

5 芸術文化観光専門職大学試験の不正行為に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、試験の不正行為が行われた場合について、必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の内容)

第2条 試験の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。
- (2) 他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上受験者として正当でないと認められる行為をすること。

(不正行為の確認・報告)

第3条 試験監督者は、不正行為を確認した場合、直ちに当該行為を実行し又はこれに関与したと疑われる者（以下「対象学生」という。）に対し、その旨を指摘して受験を停止させるとともに、その氏名、連絡先等必要な事項を記録し、答案用紙、使用を許されない書籍その他不正行為に直接関連して使用されたとみられる物品等を預かり、学部長に報告しなければならない。この場合において、試験監督者と当該試験科目を開講している教員（以下「開講教員」という。）が異なる場合であるときは、あわせて開講教員に報告しなければならない。

(学部長の責務)

第4条 学部長は、試験監督者から前条の不正行為の報告を受けたときは、正確な事実を確認するため、遅滞なく対象学生、試験監督者その他の関係者から事情聴取を行い、当該事情聴取の結果認定された事実を記載した事情報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により、正確な事実の確認のため調査の依頼を受けた者は、当該依頼に応じるものとする。
- 3 学部長は、教授会に第1項に規定する事情報告書に基づき報告しなければならない。この場合において、開講教員が教授会に属さない教員であるときは、開講教員に当該事情報告書の写しを送付しなければならない。

(処置の原則)

第5条 不正行為の事実が、教授会において確認された場合は、その者の当該学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とする。この場合において、教授会での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、特に悪質な不正行為に対しては、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号）第33条の規定に基づき懲戒をするものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

6 芸術文化観光専門職大学他大学等における授業科目の履修規程

(趣旨)

第1条 芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号。）第16条第3項の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(他大学等授業科目の履修)

第2条 他大学等の授業科目の履修を願い出る者は、他大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに教育企画課に提出しなければならない。

(履修期間)

第3条 履修期間については、原則として1年以内とする。

2 前項の規定による履修期間については、本学における在学期間に算入する。

(単位の認定)

第4条 他大学等の授業科目の履修により修得した単位を学則第16条第2項に規定する本学の授業科目を履修したものとして願い出る場合は、単位認定申請書に他大学等の成績証明書を添えて教育企画課に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

7 芸術文化観光専門職大学成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本学に在籍する学生が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 本要綱については、履修の手引き及び講義要目等において学生に周知するものとする。

(成績に対する確認)

第3条 学生は成績に対して確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）に対し、教育企画課を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認することができるものとする。

2 学生から教育企画課を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、教育企画課を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。

3 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。なお、この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を教育企画課に通知しなければならない。

(確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から起算して、原則として7日以内（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第5条第1項、第7条及び第9条において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に卒業判定対象者であり、確認を行おうとする成績が卒業判定に関わる場合の受付期間及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から起算して、原則として3日以内とする。

(確認の伴う措置)

第5条 第3条第1項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は教育企画課を通じて確認書を受理した日から起算して、原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答にあたっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を探ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、教育企画課に報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 学生は、第3条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに科目担当者の誤りであると思われる事案
 - (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
 - (3) 担当教員から十分な説明等がなかった事案
- 2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、教育企画課を通じて、学部長に対して「成績に対する不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該年度の3月1日以降に開示された成績で進級判定に係るものに対しては、第2条に定める確認手続きを省略し、不服申立ての手続きを行うことができるものとする。

(不服申立て受付期間)

第7条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から起算して、原則として3日以内とする。

(審査)

第8条 学部長は、第6条第2項による不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当せず、不服申立てを却下する場合は、教育企画課を通じて、速やかに該当学生に「成績に対する不服申立て却下通知書」（以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、学部長が別に定めるものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 学部長は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から14日以内に、教育企画課を通じて、「成績に対する不服申立回答書」（以下「不服申立回答書」という。）により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(再審の不可)

第10条 学生は、前条第1項の不服申立回答書及び第8条第1項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

成績に対する確認書

年次 学籍番号 氏名

令和 年度第 クォーターダー下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目名：	担当教員名：
【理由】	

令和 年 月 日

教員回答欄（該当番号に○）

担当教員名： 印

1. 現成績評価のとおり
2. 下記のとおり評価を訂正します。（該当記号に○のうえ、評語又は評点を記載）
ア 評価評語（　から　～訂正）　イ 評点（　から　～訂正）
3. 回答理由

令和 年 月 日

成績に対する不服申立書

年次 学籍番号 氏名

令和 年度第 クォーター下記科目の成績評価について、下記の理由により不服申立てを行います。

記

科目名 :		
担当教員名 :	成績評価 :	
該当する 不服申立て事案 (該当事案に○)	成績の誤記入等、明らかに科目担当者の誤りであると思われる事案	
	シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案	
	担当教員から十分な説明等がなかった事案	
不服申立て事案に該当する理由（具体的に記入してください）		
<hr/>		

8 芸術文化観光専門職大学G P A制度要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）のG P A（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 G P A制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(G P Aの運用)

第 3 条 G P Aの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

(G P)

第 4 条 学則第 15 条に基づき成績の評語に与えられるG P （Grade Point）は、次表のとおりとする。

成績の評語		GP
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

(G P Aの算出方法)

第 5 条 第 1 と第 2 クォーター及び第 3 と第 4 クォーターにおける学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A（以下「学期G P A」という。）と、全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A（以下「通算G P A」という。）の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

2 学期G P Aの計算式

学期G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

3 通算GPAの計算式

通算GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の}\newline \text{単位数)の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA対象授業科目)

第6条 GPA対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学が設定する履修取消期間中に、学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、学期GPA及び通算GPA対象科目から除くものとする。

3 教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中の取消ができない科目を別に定めることができるものとする。

(再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずGPA対象授業科目に含むものとする。

(成績証明書への記載)

第8条 学期GPA及び通算GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で、成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときはこの限りではない。

(成績評価の厳格化)

第9条 GPA制度が的確に運用されるよう、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※「履修の手引き」は、皆さんが在学する4年間を見通して編集されています。
卒業時まで大切に保管して下さい。

※教員の都合により、開講時期等が変更される可能性があります。
毎年度周知する時間割を併せて確認してください。